

○ 鈴鹿工業高等専門学校公印規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 46 号

最終改正令和 6 年 11 月 6 日

鈴鹿工業高等専門学校公印規則

(目的)

第 1 条 この規則は、本校において使用する公印に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正であり、かつ、効力を有することを認証する目的を有するものをいう。

(公印の種類及び寸法)

第 3 条 公印は、角型とし、その種類及び寸法は、別表第 1 のとおりとする。

(公印の制定者)

第 4 条 公印の制定は、校長が行う。

(公印台帳)

第 5 条 校長は、別表第 2 による公印台帳を備え、公印の新調、改刻又は廃棄のつど必要な事項を記載しなければならない。

(公印の管理)

第 6 条 公印の管理者及び公印取扱者は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 公印管理者は、公印の保管及び使用について、厳正、適切に管理し、適正に使用しなければならない。
- 3 公印管理者は、不在の場合の保管及び使用の職務を公印取扱者に代行させることができる。

(公印の使用)

第 7 条 公印の使用を必要とする場合は、押印を受けようとする文書等に決裁済みの原議書又はこれに代わるもの（以下「原議書等」という。）を添えて公印管理者又は公印取扱者（以下「管理者」という。）に公印の使用を請求するものとする。

- 2 管理者は、押印を受けようとする文書等と決裁済みの原議書等とを照合した上で、自ら押印し、又はその立会のもとに公印の使用を請求したものに押印させることができるものとする。

(公印の印刷)

第 8 条 公印の印影を文書等に刷り込む場合は、あらかじめその刷り込もうとする文書等の名称、用途、使用する公印の種類及び刷り込みを必要とする理由を添えて校長の承認

を得なければならない。

- 2 公印の印影を刷り込むことができる文書等は、事務処理の簡素化、合理化、能率化等本校における事務の改善を計る目的のために行うものであって、事務処理上適正を期することができるものでなければならない。
- 3 公印の印影を刷り込むことができる文書等は、用紙の管理責任者を明確にし得るものであって、別表3のとおりとする。

(公印省略)

第9条 公文書であって、名宛人が国立高等専門学校機構内部である文書その他軽易な文書については、事務部長の承認を得て、当該文書の右上部に「(公印省略)」の文字を記載し、公印の押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の後、現に使用されている公印については、この規則により作成されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年11月6日から施行する。

別表第1（第3条及び第6条関係）

| 公 印 の 種 類 | 公印の寸法 | 公印管理者 公印取扱者 | 備 考 |
|-----------------------|------------------|----------------|---------|
| 鈴鹿工業高等専門学校印 | 75mm×75mm たて書 | 総務課長 総務企画係長 | 証書、表彰状用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校印 | 30mm×30mm たて書 | 総務課長 総務企画係長 | 公文書用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校長印 | 30mm×30mm たて書 | 総務課長 総務企画係長 | 証書、表彰状用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校長印 | 30mm×30mm よこ書 | 総務課長 総務企画係長 | 公文書用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校長印 | 20mm×20mm よこ書 | 学生課長 教務係長 | 学生証明用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校事務部長印 | 23mm×23mm よこ書 | 総務課長 総務企画係長 | 公文書用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校総務課長印 | 20mm×20mm よこ書 | 総務課長 総務企画係長 | 公文書用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校学生課長印 | 20mm×20mm よこ書 | 学生課長 教務係長 | 公文書用 |
| 鈴鹿工業高等専門学校契約担当役印 | 23mm×23mm たて書 | 総務課長 総務課長 | 会計機関の印 |
| 鈴鹿工業高等専門学校出納命令役印 | 23mm×23mm たて書 | 総務課長 総務課長 | 会計機関の印 |
| 鈴鹿工業高等専門学校出納役印 | 23mm×23mm たて書 | 総務課長 総務課長 | 会計機関の印 |
| 鈴鹿工業高等専門学校物品管理役印 | 23mm×23mm たて書 | 総務課長 総務課長 | 会計機関の印 |
| 鈴鹿工業高等専門学校不動産管理役 印 | 23mm×23mm たて書 | 総務課長 総務課長 | 会計機関の印 |

別表第2（第5条関係）

(公印台帳様式)

| (印 影) | |
|----------|--|
| 公印の種類 | |
| 印材 | |
| 寸法 | |
| 作成・改刻年月日 | |
| 使用開始年月日 | |
| 廃止年月日 | |
| 備考 | |

- (注) 1 用紙は、公印1個につき1枚とすること。
 2 印影欄には、強じんな和紙を使用すること。

別表第3（第8条関係）

| 公文書の種類 | 印影の種類 | 用紙の管理責任者 | 備考 |
|-------------|----------------------------------|----------|---------|
| 学生証 | 校長印(20mm×20mm) | 教務係長 | 学生証明用 |
| 卒業証書 | 学校印(75mm×75mm) 校長印(30mm×30mm) | 教務係長 | 証書、表彰状用 |
| 修了証書 | 学校印(75mm×75mm) 校長印(30mm×30mm) | 教務係長 | 証書、表彰状用 |
| 表彰状 | 学校印(75mm×75mm) 校長印(30mm×30mm) | 教務係長 | 証書、表彰状用 |
| 表彰状 | 校長印(30mm×30mm) | 教務係長 | 公文書用 |
| 在学証明書 | 校長印(20mm×20mm) | 教務係長 | 学生証明用 |
| 卒業証明書（見込含む） | 校長印(20mm×20mm) | 教務係長 | 学生証明用 |
| 学業成績証明書（同上） | 校長印(20mm×20mm) | 教務係長 | 学生証明用 |
| 学生旅客運賃割引証 | 校長印(20mm×20mm) | 学生支援係長 | 学生証明用 |